

令和7年第2回北海道議会定例会〔予算特別委員会〕開催状況

開催年月日 令和7年6月27日（金）
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 水産林務部長、水産局長
 サケマス・内水面担当課長
 森林保全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 サクラマスのへい死について （一）サクラマスの被害について 6月10日、地域住民の通報により北海道電力は、後志管内の蘭越町尻別川の蘭越発電所取水堰の下流部において、サクラマスが大量死している状況を確認したといます。6月3日には一度、取水堰についている魚道を開けようとしたけれども、ゴミが堆積しているため、できなかったとしています。 この件で最終的に被害がどのくらいあったのか、そしてその経緯を伺います。 （二）サクラマスの漁獲量について 蘭越発電所取水堰のある尻別川の沖合では、寿都町漁協がサクラマス漁を行っていると聞いています。 直近5年間のサクラマスの漁獲量について全道分とそれから寿都町漁協分をお答えください。 （三）サクラマスの放流事業への影響について 寿都町漁協だけでも20トンから30トン近く獲れているなかで、尻別川では、サクラマスのふ化放流事業も行っていると聞いています。 今回へい死したサクラマスは産卵前の成魚が含まれるとされていることから、その影響を心配しているのですが、どのように考えているのか伺います。 影響については、今後注視していくというふうに思います。	○ 古明地サケマス・内水面担当課長 へい死の経緯などについてであります。尻別川には、北海道電力により水力発電を行うための取水堰と、サクラマスが遡上するための魚道が設置されていますが、春先の融雪期には水位が上昇し、河川水が堰を超えて下流に流れるため、例年12月から翌年5月までは魚道の取水口を閉じ、水位が低下する6月から11月は、サクラマスやサケの遡上のため、魚道を開放しております。 道総研さけマス内水面水産試験場では、今回のへい死は、魚道を開放する際、取水口に流木などの堆積物が溜まり開けることができず、水がせき止められ、下流部の水量が減少したことに加え、水温の上昇によって酸欠状態が起き、今回の大量へい死につながったものと推察しております。 なお、蘭越取水堰を管理する北電からの報告によりますと、へい死が確認された6月10日から16日までに、3千897尾のサクラマスが回収されております。 ○ 古明地サケマス・内水面担当課長 サクラマスの漁獲量についてであります。全道では、令和元年が1千413トン、2年が902トン、3年が1千354トン、4年が1千237トン、5年が1千516トン、となっており、そのうち、寿都町漁協につきましては、令和元年が18トン、2年が20トン、3年が22トン、4年が18トン、5年が27トンとなっております。 ○ 古明地サケマス・内水面担当課長 へい死の影響についてであります。今回、へい死のあった尻別川水系では、サクラマスの資源増大のため、毎年、国の試験研究機関や民間の増殖団体が、採卵に使用する親魚を約2千尾捕獲し、約120万尾の種苗放流を行っていることに加え、自然産卵する親魚のへい死により、再生産される稚魚の数も減少することから、今後、尻別川のサクラマス増殖事業や沿岸でのサクラマスの漁獲に影響を与える可能性があると考えております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）再発防止について同様の水力発電所について 尻別川には他にも、北海道電力管理の魚道のある取水堰があると承知していますが、これらの魚道の管理について伺うとともに、再発防止に向けて、今後、道としてどのように対応していくのか伺います。 【指摘】 尻別川で水力発電している北海道電力ですけれども、この取水堰の他に、当然、魚道も管理していると思います。 水力発電というのは再エネ促進の立場から、私も期待しているところなんですけれども、今回こういう事故が起きたのは様々な要因が重なって、サクラマス的大量へい死になったと思いますが、現在ですね、北海道電力においては、原発再稼働に向けて新規制基準、適合申請書をまとめてですね、いよいよ再稼働にという状況になっているなか、取水堰の魚道も管理できない北電に、泊原発まかせていいのかということも鋭く指摘をしておきたいというふうに思います。	○ 村木水産局長 道の対応についてでございますが、尻別川には、北電が維持・管理を行う水力発電所が、寒別、比羅夫、昆布に加えまして、今回、魚道に通水できなかった蘭越を含む４ヶ所あり、全ての発電所に取水堰と魚道が設置されております。今回の大量へい死を受けまして、道では、６月１７日に全ての魚道を点検した結果、十分な通水が図られていることを確認したところであります。 道といたしましては、今後、同様な事案の発生によって、サクラマス資源に影響を及ぼすことがないように、６月２４日、工作物の管理者である北電に対しまして、再発防止に向け、工作物の定期点検による維持・管理の徹底や、継続的な取水堰下流への十分な通水による水量の確保を求めたところであり、サクラマスをはじめとする水生生物の生息環境の保全に努めるよう指導してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 森林伐採等について (一) 森林伐採の把握について 森林伐採を伴う開発行為についてです。 倶知安町巽地区における民有地で広範囲にわたって森林が伐採されているということが、報道などで注目を浴びておりますが、伐採について、道がこの件を最初に把握したのはいつなのかお聞きします。 (二) 道の対応について その後、道が開発許可が必要な伐採を把握したのち、工事中止を勧告するまでの間は、どのような対応をとっていたのでしょうか。 (三) 悪質な開発防止の取り組みについて その工事や伐採の関係者が外国人らしいということで、センセーショナルに取り上げられていますけれども、不適切な開発行為は、誰であっても許されません。 ゼロカーボン推進の観点で見れば、民有地であれ、道有地であれ、森林の価値は変わらないというふうに思います。 投資目的、金目当てで、不適切な伐採、開発は許されないというふうに思いますが、観光振興に突き進む道内においては、同様の事例は、今後どこで起きてもおかしくないこの状況の中で、今後、道がどのように対応していくのか伺います。	○ 渡部森林保全担当課長 森林伐採などの把握についてでございますが、令和5年7月、倶知安町は、町民からの情報をもとに現地確認を行い、森林法において森林を伐採する際に町への届出が義務付けられている伐採届が提出されないまま、伐採が行われていることを確認しており、振興局では、翌8月に町からの情報提供を受け、無届の伐採が行われていることを把握したものでございます。 ○ 渡部森林保全担当課長 森林法違反の対応についてでございますが、振興局では、伐採が行われていることを把握して以降、町と連携しながら、開発事業者に対し、伐採届を提出するよう、継続した指導を行っていましたが、昨年7月に行った事業者からの現地の状況等の聞き取りによりまして、宅地や道路の造成工事などが行われていることを把握し、開発面積などの報告を求めたところでございます。 同年10月に、事業者からは、許可を要しない1ヘクタール以下の開発面積であるとの報告を受けましたが、近接する道有林からの目視により、開発面積等に疑義が生じたため、再三にわたり、開発区域等の図面提出について指導を行っており、本年6月に提出された図面をもとに行った現地調査により、森林法違反が判明し、事業者に対し、工事の中止勧告と復旧計画書の提出を指示したところでございます。 ○ 岡嶋水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、本道の大切な財産である豊かな森林と道民の皆様の安全で安心な暮らしを守るため、道では、違法な開発行為の未然防止に向けまして、林地開発許可制度をはじめ、開発行為に関連する法令や条例等につきまして、わかりやすく取りまとめたホームページを作成し、事業者の方々はもとより広く道民の皆様にもわかりやすい情報発信を行ってまいります。 また、違反が疑われる事案を早期に把握するため、市町村のほか、地域の森林に詳しい森林組合や林業事業者の方々などに、改めて情報提供について呼びかけるとともに、森林法違反が疑われる事案が発生した際には、振興局職員が市町村等の方々と連携をして、的確に事業者に対応し、速やかに是正措置が講じられるよう、取り組んでまいります。